

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2021年5月

お仕事備忘録

1. 自動車税の納付

2. 申告所得税、個人事業者の消費税の口座からの振替日

3. 雇用調整助成金の特例措置の段階的縮減

4. 夏季賞与検討・情報収集

5. 障害者雇用納付金の申告

6. 健康診断の実施

7. 住民税の改定対応

1. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

2. 申告所得税、個人事業者の消費税の口座からの振替日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から申告・納付等の期限が2021年4月15日に延長されたことに伴い、口座からの振替納付日も以下のように変更されています。ご注意ください。

申告所得税及び復興特別所得税 : 2021年5月31日（月）
個人事業者の消費税及び地方消費税 : 2021年5月24日（月）

3. 雇用調整助成金の特例措置の段階的縮減

現行の特例措置は2021年4月末までとされており、5月以降は、1人あたりの上限日額や助成率が段階的に縮減される予定です。これ以外に地域や業況によって特例措置が適用される場合もありますので、詳しくは厚生労働省のHPで条件を確認するようにしましょう。

4. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

5. 障害者雇用納付金の申告

2020年4月から2021年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

6. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかどうかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

7. 住民税の改定対応

来月は特別徴収を行う住民税の改定月です。今月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。